

【太田市】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数		17,163 人			
② 予備機を含む 整備上限台数		19,737 台			
③ 整備台数 (予備機除く)	—	17,163 台	—	—	—
④ ③のうち 基金事業によるもの	—	17,163 台	—	—	—
⑤ 累積更新率	—	100%	—	—	—
⑥ 予備機整備台数	—	1,177 台	—	—	—
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	—	1,177 台	—	—	—
⑧ 予備機整備率	—	6.8%	—	—	—

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度購入により、市内小学校・中学校・義務教育学校、計 41 校に整備。

令和 7 年度に全児童生徒分の端末を購入し、令和 8 年度より使用開始予定。

現行機は予備機、指導者用端末で活用、公共施設で再利用、小型家電リサイクル法の認定事業者へ再資源化の委託を行う。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：19,605 台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託：17,405 台
- ・小学校、中学校、義務教育学校で指導者用端末、予備機として活用：1,200 台
- ・使用済端末を公共施設で再利用：1,000 台

○端末のデータの消去方法

- ・再利用分については ICT 保守事業者にて行う
- ・再資源化分については処分業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始

令和 8 年度以降 処分事業者 選定

令和 8 年度以降 使用済端末の事業者への引き渡し

○その他特記事項

現行機は GIGA2 期においても故障時の予備機として重要な役割を持つ。令和 7 年度以降に見込まれる経年劣化による故障率増加の推移を踏まえ、処分せずに予備機、指導者用端末として残す台数を見極める事が重要である。そのため、処分事業者選定は令和 8 年度以降とし、計画策定時点では再利用や処分の台数は確定ではないものとする。

改訂履歴

公表日	改訂内容
令和 7 年 3 月 24 日	端末整備・更新計画 策定
令和 7 年 10 月 1 日	令和 7 年度、8 年度の 2 か年購入計画を令和 7 年度 1 か年購入計画に修正